

上海市人民代表大会常务委员会公告 第 45 号

《上海市外商投资条例》已由上海市第十五届人民代表大会常务委员会第二十五次会议于 2020 年 9 月 25 日通过，现予公布，自 2020 年 11 月 1 日起施行。

上海市人民代表大会常务委员会  
2020 年 9 月 25 日

上海市外商投资条例

(2020 年 9 月 25 日上海市第十五届人民代表大会常务委员会第二十五次会议通过)

第一章 总则

第一条 为了进一步推进本市更高水平对外开放，促进和稳定外商投资，保护外商投资合法权益，加快形成全面开放新格局，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国外商投资法实施条例》等法律、行政法规，结合本市实际，制定本条例。

第二条 本市行政区域内的外商投资及其促进、保护、管理、服务等工作，适用本条例。

第三条 本市遵循市场化、法治化、国际化、便利化原则，全面落实外商投资国民待遇，建立和完善外商投资促进与保护机制，营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境，提升对外开放水平。

第四条 本市全面落实外商投资准入前国民待遇加负面清单管理制度。在外商投资准入负面清单之外的领域，本市各级人民政府及其部门不得针对外商投资设置准入限制。

本市根据国家规定，在设立、运营、处置等各阶段给予外国投资者及其投资不低于类似情形下给予本国投资者及其投资的待遇。

第五条 市、区人民政府应当加强对外商投资工作的组织领导、统筹推进，制定外商投资促进和便利化政策措施，建立健全与外商投资有关的事

上海市人民代表大会常务委员会公告第 45 号

《上海市外商投资条例》は、上海市第 15 回人民代表大会常务委员会第 25 次会议において 2020 年 9 月 25 日に可決されたため、ここに公布し、2020 年 11 月 1 日より施行する。

上海市人民代表大会常务委员会  
2020 年 9 月 25 日

上海市外商投资条例

(2020 年 9 月 25 日の上海市第 15 回人民代表大会常务委员会第 25 次会议で可決)

第一章 総則

第一条 当市のよりハイレベルな対外開放をさらに推進し、外商投資を促進および安定化させ、外商投資の合法的權益を保護し、全面開放の新たな枠組みの構築を加速させるため、《中華人民共和国外商投資法》《中華人民共和国外商投資法实施条例》などの法律・行政法規に基づき、当市の實際を踏まえて、本条例を制定する。

第二条 当市の行政区域内の外商投資およびその促進・保護・管理・サービスなどの業務は、本条例を適用する。

第三条 当市は、市場化・法治化・国際化・利便化の原則を遵守し、外商投資の内国民待遇を全面的に実行し、外商投資促進および保護メカニズムを構築および完備し、安定・透明・予測可能および公平競争の市場環境を構築し、対外開放レベルを向上させる。

第四条 当市は、外商投資に対して参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を全面的に実行する。外商投資参入ネガティブリスト以外の分野において、当市の各級人民政府およびその部門は、外商投資に対して参入制限を設置してはならない。

当市は、国家の規定に基づき、設立・運営・処置などの各段階において外国投資家およびその投資に対して、類似の状況において当国の投資家およびその投資に与える待遇を下回らない待遇を与える。

第五条 市・区人民政府は、外商投資業務に対する組織的指導・統一的推進を強化し、外商投資促進および便利化政策措置を制定し、外商投資に

协调机制，及时协调、解决外商投资工作中的重大问题。

市商务、发展改革部门按照职责分工，负责外商投资促进、保护、管理和服务等工作；市其他有关部门在各自职责范围内，开展外商投资相关工作。

区人民政府负责外商投资工作的部门（以下简称区商务部门）及其他有关部门按照职责分工，开展本区外商投资促进、保护、管理和服务等工作。

第六条 市、区商务部门牵头协调外国投资者、外商投资企业提出的跨部门、跨区域问题。各相关部门应当按照各自职责，积极推进解决，并将处理结果向市、区商务部门反馈。市、区商务部门应当及时将处理结果向外国投资者、外商投资企业反馈。

第七条 外商投资企业职工依法建立工会组织，开展工会活动，维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。

## 第二章 扩大开放

第八条 本市强化开放枢纽门户功能，按照国家对外开放总体部署，实施高标准国际投资贸易通行规则，推进从商品和要素流动型开放向规则、规制、管理、标准等制度型开放拓展，在更深层次、更宽领域，以更大力度推动全方位高水平开放。

第九条 本市根据国家有关服务业领域对外开放的部署，推动落实银行、证券、保险、期货、信托投资、资产管理、信用评级等金融领域率先开放，有序推进电信、互联网、医疗、交通运输、文化、教育等领域扩大开放，并主动争取国家其他服务业扩大开放政策措施在本市先行先试。

第十条 中国（上海）自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）应当发挥扩大开放试验田作用，加大对外开放力度，对标最高标准、最好水平，根据国家部署实行外商投资试验性政策措施，承担开放压力测试任务，积累可复制可推广经验。

関わる議事の調整メカニズムを構築・整備し、速やかに外商投資業務における重大な問題を調整・解決する。

市商務・發展改革部門は、職責の分担に基づき、外商投資促進・保護・管理およびサービスなどの業務を担当する；市のその他関連部門は、各自の職責の範囲内において、外商投資関連業務を行う。

区人民政府の外商投資業務を担当する部門（以下、区商務部門）およびその他関連部門は、職責の分担に基づき、当区の外商投資促進・保護・管理およびサービスなどの業務を担当する。

第六条 市・区商務部門は、外国投資家・外商投資企業が提出する部門・区域を跨ぐ問題を主導的に調整する。各関連部門は、各自の職責に基づき、解決を積極的に推進し、処理の結果を市・区商務部門にフィードバックしなければならない。市・区商務部門は、速やかに処理の結果を外国投資家・外商投資企業にフィードバックしなければならない。

第七条 外商投資企業の従業員は、法に基づき労働組合組織を設立し、労働組合の活動を行い、従業員の合法的權益を保護する。外商投資企業は、当企業の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。

## 第二章 開放拡大

第八条 当市は、開放の中心ゲートとしての機能を強化し、国家の对外开放の全体計画に基づき、高基準な国際投資貿易通用ルールを実施し、商品および要素流動型の開放から規則・規制・管理・基準などの制度型開放への拡張を推進し、さらに深いレベル・さらに広い分野において、全方位かつハイレベルな開放をより強力に推進する。

第九条 当市は、国家のサービス業分野の对外开放に関わる手配に基づき、銀行・証券・保険・先物・信託投資・資産管理・信用格付などの金融分野の率先的な開放を推進・実現し、電信・インターネット・医療・交通運輸・文化・教育などの分野の開放拡大を秩序立って推進し、併せて国家のその他サービス業の開放拡大政策措置の当市における先行先試を積極的に獲得する。

第十条 中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿試験区)は、開放拡大のモデルケースとしての役割を發揮し、對外開放度を増幅させ、最高基準・最高レベルをベンチマークとして、国家の手配に基づき外商投資の試験的政策措置を実行し、

有关外商投资试验性政策措施，本市可以在自贸试验区以外更大地域范围内适用，但国家明确仅适用于自贸试验区的除外。

第十一条 中国（上海）自由贸易试验区临港新片区（以下简称临港新片区）应当选择符合国家战略、国际市场需求大、对外开放度要求高的重点领域，开展差异化探索，实施更加开放的外商投资自由化便利化政策和制度，推动实现投资经营便利、货物自由进出、资金流动便利、运输高度开放、人员自由执业、信息快捷联通，根据国家规定实施具有国际竞争力的税收制度和政策，打造更加具有国际市场影响力和竞争力的特殊经济功能区。

第十二条 本市根据长江三角洲（以下简称长三角）地区一体化发展国家战略，依托长三角区域工作协作机制，协同推进重点领域对外开放，不断提升长三角地区高质量对外开放整体水平。以长三角生态绿色一体化发展示范区建设为重点和平台，探索形成创新发展制度优势，增强开放联动效应，引导外商投资产业合理布局。推动完善统一的长三角生态绿色一体化发展示范区政府核准的投资项目目录，对目录以外的外商投资项目实行备案。推动外商投资企业登记标准、办理流程和办理模式统一。建立统一的外国高端人才工作许可互认和服务制度。

进一步强化虹桥商务区联通国际功能，聚焦发展现代服务业，深化与长三角的协同联动，打造虹桥国际开放枢纽。

第十三条 本市有关部门应当充分发挥中国国际进口博览会（以下简称进口博览会）对扩大开放的溢出效应，发挥进口博览会国际采购平台、投资促进平台、人文交流平台、开放合作平台作用，强化对进口博览会参展商对接服务，策划和开展贸易投资配套活动，推动进口博览会与投资促进活动协调联动。

第十四条 对扩大开放领域需要国家层面立法

開放ストレステストの任務を担い、複製可能・普及可能な経験を蓄積していく。

外商投資に関わる試験的政策措置について、本市は、自貿試験区以外のさらに大きな地域範囲内において適用することができるが、国家が自貿試験区のみ適用を明確にしている場合は除く。

第十一条 中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア（以下、臨港新エリア）は、国家戦略に合致・国際市場のニーズが高く・対外開放の要求が強い重点分野を選択し、差別化の追求を行い、さらに開放的な外商投資の自由化・利便化政策および制度を実施し、投資経営が利便的・貨物の自由往来・資金流動が利便的・運輸が高度に開放的・人員の自由な業務執行・情報の迅速な流動の実現を推進し、国家の規定に基づき国際競争力を備えた税収制度および政策を実施し、さらに国際市場への影響力および競争力を備えた特殊経済機能区を構築する。

第十二条 本市は、長江デルタ地域一体化発展の国家戦略に基づき、長江デルタ地域業務協力メカニズムにより、重点分野の対外開放を協同推進し、長江デルタ地域のハイクオリティな対外開放の全体的レベルを絶え間なく向上させる。長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の建設を重点およびプラットフォームとして、制度刷新・発展の優位性構築を模索し、開放の連動的効果を強化し、外商投資産業の合理的配置を指導する。統一的な長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の政府認可投資プロジェクト目録の完備を推進し、目録以外の外商投資プロジェクトに対して備案制を実行する。外商投資企業の登記基準・手続きフローおよび手続きモデルの統一を推進する。統一的な外国ハイレベル人材の就労許可の相互承認およびサービス制度を構築する。

虹橋ビジネス区の国際連携機能をさらに強化し、現代サービス業の発展に焦点を当て、長江デルタとの協同・連動を深化させ、虹橋国際開放ターミナルを構築する。

第十三条 本市の関連部門は、中国国際輸入博覧会（以下、輸入博覧会）の開放拡大に対するスピルオーバー効果を十分に発揮し、輸入博覧会国際調達プラットフォーム・投資促進プラットフォーム・人文交流プラットフォーム・開放協力プラットフォームの役割を発揮し、輸入博覧会の出展企業への対応サービスを強化し、貿易投資に付随する活動を計画および実施し、輸入博覧会と投資促進活動の協力・連動を推進する。

第十四条 開放拡大分野において国家レベル

保障的，本市应当加强与国家有关部门的沟通，建议对有关法律、行政法规、国务院决定以及部门规章等进行调整适用。

有关法律、行政法规和国务院决定等已对外商投资相关规定作出调整适用，除同时明确须由国家有关部门制定或者调整相关管理办法外，本市应当即时贯彻落实。

### 第三章 投资促进

第十五条 市、区人民政府应当建立健全由政府主导，专业机构、商会、协会和企业等共同参与的外商投资促进服务体系，为外国投资者、外商投资企业提供全方位、精准化的投资促进服务。

第十六条 本市建立统一的外商投资促进服务平台，归集外商投资相关法律、法规、规章、规范性文件、政策措施，发布行业动态、投资促进项目信息等，线上线下联动提供投资资讯、项目配对、投资对接等服务。

外商投资促进服务平台应当逐步拓展多语种信息服务。

第十七条 市、区人民政府及有关部门应当开展城市推介、区域推介、专题推介、集中签约等多种形式的投资促进活动。

市外商投资促进机构应当宣传上海投资环境，开展投资促进活动，接受外国投资者、外商投资企业的业务咨询，指导各区、自贸试验区、临港新片区、国家级和市级开发区、虹桥商务区等设立的投资促进机构开展外商投资促进工作。

支持各类投资促进机构在境内外开展投资促进活动，推动投资促进与会展、文化、科技、体育、旅游等大型国际活动联动，拓展引资渠道，提升引资质量。

市商务部门应当会同市外事部门对本市在境外开展的外商投资促进活动进行统筹、指导和服务。

の立法による保障が必要な場合、本市は、国家関連部門との交流を強化し、関連法律・行政法規・国务院の決定および部門規則などに対する調整・適用の実施を提言しなければならない。

関連法律・行政法規・国务院の決定などにより外商投資の関連規定がすでに調整・適用されている場合、同時に国家の関連部門が関連管理弁法を制定あるいは調整する必要があることが明確な場合を除き、本市は、直ちに徹底・実行しなければならない。

### 第三章 投資促進

第十五条 市・区人民政府は、政府主導、専門機構・商会・協会および企業などの共同参加の投資促進サービス体系を構築・整備し、外国投資家・外商投資企業に全方位・精確な投資促進サービスを提供しなければならない。

第十六条 本市は、統一的な外商投資促進サービスプラットフォームを構築し、外商投資に関する法律・法規・規則・規範性文書・政策措置を収集し、業界動向・投資促進プロジェクトの情報などを公布し、投資情報・プロジェクトマッチング・投資引き合わせなどのサービスをオンライン・オフラインで連動して提供する。

外商投資促進サービスプラットフォームは、多言語の情報サービスを段階的に拡張していかなければならない。

第十七条 市・区人民政府および関連部門は、都市紹介・区域紹介・テーマ紹介・集中契約などの多様な形式の投資促進活動を行わなければならない。

市外商投資促進機構は、上海の投資環境を周知させ、投資促進活動を行い、外国投資家・外商投資企業からの業務照会を受け入れ、各区・自贸试验区・临港新エリア・国家级および市級開発区・虹桥ビジネス区などが設立する投資促進機構の外商投資促進業務の実施を指導しなければならない。

各種投資促進機構の国内外における投資促進活動の実施を支持し、投資促進とコンベンション開催・文化・科学技術・スポーツ・観光などの大規模国際活動との連動を推進し、外資誘致チャンネルを拡張し、外資誘致のクオリティを向上させる。

市商務部門は、市外事部門と共同で本市が国外において行う外商投資促進活動に対して統一計画・指導およびサービスを行わなければならない。

第十八条 本市加强与国际友好城市、友好组织以及其他境外城市、地区在投资经贸领域的交流与合作。

市商务部门、市外商投资促进机构等应当加强与境外驻沪投资促进机构等的联系，建立投资促进合作关系，根据实际需要在境外设立投资促进机构，推动完善海外投资促进网络。

本市在境外设立的投资促进机构应当加强与市、区有关部门以及园区的对接，加强与本市企业海外办事机构的联动，共同做好项目引进等服务工作。

第十九条 市商务部门应当会同有关部门定期编制外商投资指南、外商投资环境白皮书等指引，以中英文等语种公布，并及时更新。区商务部门应当根据实际情况，编制本区外商投资指引。

外商投资指引应当包括本区域经济社会基本情况、重点区域、优势领域等投资环境介绍、外商投资办事指南、投资促进项目信息以及相关数据信息等内容。

第二十条 鼓励和引导外国投资者在国家《鼓励外商投资产业目录》和本市重点发展领域内进行投资。

外国投资者投资《鼓励外商投资产业目录》内的项目，按照规定享受税收、用地等优惠政策。外商投资鼓励类项目确认手续，通过投资项目在线审批监管平台办理。

外国投资者投资市、区重点发展领域内的项目，市、区人民政府可以在权限范围内制定相关费用减免、用地指标保障等鼓励措施。

第二十一条 本市打造高水平总部经济平台，鼓励外国投资者在本市设立跨国公司地区总部和各类功能性机构，支持其集聚业务、拓展功能，升级为亚太总部、全球总部。跨国公司在沪总部及功能性机构可以享受资金资助和人员出入境、人才引进、资金结算、贸易物流、物品通关等便利化政策。

市商务部门应当会同有关部门持续创新政策举措，做好跨国公司地区总部和各类功能性机构的

第十八条 当市は、国際友好都市・友好組織およびその他の国外都市・地区との投資・経済貿易分野における交流および協力を強化する。

市商務部門・市外商投資促進機構などは、国外の上海駐在投資促進機構などとの関係を強化し、投資促進における協力関係を築き、実際のニーズに応じて国外において投資促進機構を設立し、海外の投資促進ネットワークの完備を推進しなければならない。

当市が国外において設立する投資促進機構は、市・区の関連部門および園區との連携を強化し、当市の企業の海外事務機関との連動を強化し、プロジェクト誘致などのサービス業務を共同で適切に行わなければならない。

第十九条 市商務部門は、関連部門と共同で外商投資案内・外商投資環境白書などの手引きを定期的に作成し、中国語・英語などの言語で公布し、併せて適時更新しなければならない。区商務部門は、実状に基づき、当区の外商投資ガイドを作成しなければならない。

外商投資ガイドは、当区域の経済社会の基本的状況・重点エリア・優勢分野などの投資環境の紹介・外商投資事務案内・投資促進プロジェクトの情報および関連データ・情報などの内容を含めなければならない。

第二十条 外国投資家による国家の《奨励外商投資産業目録》および当市の重点發展分野における投資を奨励および指導する。

外国投資家の《奨励外商投資産業目録》内のプロジェクトへの投資は、規定に基づき税収・用地などの優遇政策を享受する。外商投資奨励類プロジェクトの確認手続きは、投資プロジェクトオンライン審査批准監督管理プラットフォームを通じて行う。

外国投資家の市・区の重点發展分野におけるプロジェクトへの投資について、市・区人民政府は、権限の範囲内において関連費用の減免・用地指標の保障などの奨励措置を制定することができる。

第二十一条 当市は、ハイレベルな本部経済プラットフォームを構築し、外国投資家の当市における多国籍企業地域本部および各種機能性機構の設立を奨励し、その業務集約・機能拡張、アジア太平洋本部・グローバル本部へのアップグレードを支持する。多国籍企業の上海の本部および機能性機構は、資金援助および人員の出入国・人材誘致・資金決済・貿易物流・物品の通関などの利便化政策を享受することができる。

市商務部門は、関連部門と共同で政策措置の刷新を持続し、多国籍企業地域本部および各種機能

<p>引进、认定和服务等工作。</p> <p>本市鼓励外国投资者在本市设立投资性公司，支持投资性公司依法开展投资活动，为其股权投资、资金进出等提供便利。</p> <p>第二十二条 鼓励外国投资者在本市设立外资研发中心，并升级为全球研发中心。外资研发中心由市商务部门认定。市商务、科技、发展改革等部门应当对经认定的外资研发中心在参与政府科研项目、研发成果产业化、国际国内专利申请、研发用品进口等方面加强服务、提供便利。</p> <p>鼓励外国投资者在本市设立开放式创新平台，聚合先进技术、专家、资金、成果、实验设施等资源，推动中小企业、创新团队与跨国公司对接，提升创新水平。</p> <p>第二十三条 本市鼓励在沪金融机构为外商投资企业提供多渠道融资。外商投资企业可以依法通过银行贷款，在中国境内或者境外公开发行股票、公司债券等证券，公开或者非公开发行其他融资工具、借用外债等方式进行融资。</p> <p>本市金融机构根据国家跨境融资管理政策，为外商投资企业开展本外币跨境融资提供相应便利。</p> <p>第二十四条 鼓励外商投资企业依法在境内进行再投资。</p> <p>外国投资者以其在中国境内的投资收益在中国境内扩大投资，可以依法享受企业利润再投资暂不征收预提所得税等优惠待遇。</p> <p>第二十五条 区人民政府可以在法定权限内制定外商投资促进激励措施，对本区域经济社会综合贡献度高的外商投资企业，以及对外商投资促进工作有突出贡献的机构和人员给予奖励。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 投资保护</b></p>	<p>性機構の誘致・認定およびサービスなどの業務を適切に行わなければならない。</p> <p>当市は、外国投資家の当市における投資性会社の設立を奨励し、投資性会社の法に基づく投資活動の実施を支持し、その持分取引・資金往来などに便宜を図る。</p> <p>第二十二条 外国投資家の当市における外資研究開発センターの設立、グローバル研究開発センターへのアップグレードを奨励する。外資研究開発センターは、市商務部門が認定する。市商務・科学技術・发展改革などの部門は、認定を受けた外資研究開発センターの政府科学研究プロジェクトへの参加・研究開発成果の産業化・国際/国内特許の申請・研究開発用品の輸入などの方面においてサービスを強化し、便宜を図らなければならない。</p> <p>外国投資家の当市におけるオープンイノベーションプラットフォームの構築を奨励し、先進的技術・専門家・資金・成果・実験施設などの資源に焦点を当て、中小企業・イノベーショングループと多国籍企業の連携を推進し、イノベーションレベルを向上させる。</p> <p>第二十三条 当市は、上海の金融機関による外商投資企業へのマルチチャネルな融資の提供を奨励する。外商投資企業は、法に基づく銀行借入、中国国内あるいは国外における株券・社債などの証券の公开发行、その他の資金調達ツールの公開あるいは非公开发行・外債借入などの方式を通じて資金調達を行うことができる。</p> <p>当市の金融機関は、国家のクロスボーダー融資管理政策に基づき、外商投資企業の人民元・外貨クロスボーダー資金調達のために相応の便宜を図ることができる。</p> <p>第二十四条 外商投資企業の法に基づく国内における再投資の実施を奨励する。</p> <p>外国投資家の中国国内の投資収益による中国国内における投資拡大は、法に基づき企業の利益による再投資に係る源泉所得税暫時非徴収などの優遇待遇を享受することができる。</p> <p>第二十五条 区人民政府は、法定の権限内において外商投資促進奨励措置を制定し、当区域の経済社会への総合的な貢献度が高い外商投資企業、および外商投資促進業務に対して際立って貢献した機構および人員に褒賞を与えることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 投資保護</b></p>
--	--

<p>第二十六条 市、区人民政府及有关部门实施政府资金安排、土地供应、税费减免、资质许可、标准制定、项目申报、职称评定、人力资源等支持企业发展的政策措施，应当依法平等对待外商投资企业。</p> <p>外商投资企业通过本市公共资源交易平台，依法平等参与政府采购、招标投标、土地出让、产权交易等活动。</p> <p>第二十七条 本市对外国投资者的投资依法不实行征收。特殊情况下，为了公共利益的需要，依照法律规定对外国投资者的投资实行征收的，应当严格遵守法定程序，以非歧视性的方式进行，并按照被征收投资的市场价值及时给予补偿。</p> <p>为应对自然灾害、公共卫生事件等突发事件，市、区人民政府及其有关部门可以依法征用外商投资企业的财产，或者要求生产、供应生活必需品和应急救援物资的外商投资企业组织生产，保证供应。被征用的财产在使用完毕或者突发事件应急处置工作结束后，应当及时返还。外商投资企业的财产被征用或者征用后毁损、灭失的，应当依法给予补偿。</p> <p>第二十八条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、取得的知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。外商投资企业的外籍职工和香港、澳门、台湾职工的工资收入和其他合法收入，可以依法自由汇出。任何单位和个人不得违法对币种、数额以及汇入、汇出的频次等进行限制。</p> <p>鼓励本市银行业金融机构加大金融科技应用，为外商投资企业提供涉外收支便利化和结算电子化服务，探索实施外籍和香港、澳门、台湾职工薪酬购汇便利化措施。</p> <p>第二十九条 本市依法严格保护外国投资者、外商投资企业的知识产权，推进跨区域、跨部门知识产权快速协同保护机制建设，不断完善司法和行政执法知识产权保护体系，依法惩处侵犯外国投资</p>	<p>第二十六条 市・区人民政府および関連部門は、政府の資金計画・土地供給・税金減免・資質許可・基準制定・プロジェクト申告・職階評定・人的資源などの企業の発展を支援する政策措置を実施する場合、法に基づき平等に外商投資企業を扱わなければならない。</p> <p>外商投資企業は、当市の公共資源取引プラットフォームを通じて、法に基づき平等に政府調達・入札募集/入札・土地払下げ・財産権取引などの活動に参加する。</p> <p>第二十七条 当市は、外国投資家の投資に対して法に基づき徴収を実行しないものとする。特殊な状況において、公共利益の必要性のために、法律の規定に基づき外国投資家の投資に対して徴収を実行する場合、法定の手順を厳格に遵守して、非差別的な方式により行い、併せて徴収対象の投資の市場価値に基づき速やかに補償しなければならない。</p> <p>自然災害・公共衛生事件などの突発的事件への対応を目的として、市・区人民政府およびその関連部門は、法に基づき外商投資企業の財産を徴用する、あるいは生活必需品および救急支援物資を生産・供給する外商投資企業組織に生産、供給を保証するよう要求することができる。徴用された財産は、使用完了あるいは突発的事件の応急処理業務の終了後、速やかに返還しなければならない。外商投資企業の財産が徴用されたあるいは徴用後に破損・紛失した場合、法に基づき補償しなければならない。</p> <p>第二十八条 外国投資家の中国国内における出資・利益・資本収益・資産処分所得・取得した知的財産権使用許可料・法に基づき取得した補償あるいは賠償・清算所得などは、法に基づき人民元あるいは外貨により自由に入金・送金することができる。外商投資企業の外国籍従業員および香港・マカオ・台湾の従業員の賃金収入およびその他の合法的収入は、法に基づき自由に送金することができる。いかなる単位および個人も法に違反して通貨の種類・金額および入金・送金の頻度などを制限してはならない。</p> <p>当市の銀行業金融機関がフィンテックによる応用を強化し、外商投資企業に对外受払の利便化および電子決済サービスを提供し、外国籍および香港・マカオ・台湾の従業員の賃金賞与の外貨転便利化措置の実施を模索することを奨励する。</p> <p>第二十九条 当市は、法に基づき外国投資家・外商投資企業の知的財産権を厳格に保護し、区域・部門を跨いだ知的財産権の迅速共同保護メカニズムの構築を推進し、司法および行政の法律執</p>
---	---

<p>者、外商投资企业知识产权的行为。</p> <p>本市各级人民法院对于外国投资者、外商投资企业涉及知识产权的证据保全、行为保全申请，应当快速受理和审查，依法裁定并立即执行。对于重复侵权、恶意侵权以及其他具有严重侵权情节的侵权行为，依法适用惩罚性赔偿等惩处措施。适时出台有关法律适用指引，发布中英文知识产权司法保护典型案例。</p> <p>第三十条 本市有关部门应当建立健全内部管理制度，采取有效措施，保护履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密。依法需要与其他部门共享信息的，应当对信息中含有的商业秘密进行保密处理，防止泄露。</p> <p>本市各级人民法院应当加强商业秘密司法保护，依法适用证据规则，减轻权利人的维权负担。</p> <p>第三十一条 本市鼓励并依法保障外国投资者、外商投资企业基于自愿原则和商业规则，与本市各类市场主体、科研主体开展技术合作。</p> <p>第三十二条 本市依法保障外商投资企业公平参与政府采购。</p> <p>本市在政府采购信息发布、供应商条件确定、评标标准等方面，不得对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇，不得限定供应商的所有制形式、组织形式、股权结构或者投资者国别，以及产品或者服务品牌等，不得对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务和内资企业区别对待。</p> <p>第三十三条 本市制定与外商投资有关的地方性法规、规章、规范性文件，起草部门应当充分听取外商投资企业和有关商会、协会等方面的意见建议。</p> <p>制定涉及外商投资的规范性文件，应当按照规定进行合法性审核，没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务。</p>	<p>行による知的財産権保護体系を絶え間なく完備し、法に基づき外国投資家・外商投資企業の知的財産権の侵害行為を処罰する。</p> <p>当市の各級人民法院は、外国投資家・外商投資企業の知的財産権に関わる証拠保全・行為保全の申請に対して、迅速に受理および審査し、法に基づき裁定かつ直ちに執行しなければならない。度重なる権利侵害・悪意のある権利侵害およびその他の重大な権利侵害状況がある権利侵害行為に対して、法に基づき懲罰的賠償などの処罰措置を適用する。適時、関連法律適用ガイドを発表し、中国語・英語の知的財産権司法保護の典型的な案件を公表する。</p> <p>第三十条 当市の関連部門は、内部管理制度を構築・整備し、有効な措置を講じて、職責履行の過程において知り得た外国投資家・外商投資企業の商業機密を保護しなければならない。法に基づきその他の部門との情報共有が必要な場合、情報に含まれる商業機密に対して機密処理を行い、漏洩を防止しなければならない。</p> <p>当市の各級人民法院は、商業機密の司法保護を強化し、法に基づき証拠規則を適用し、権利者の権利維持に対する負担を軽減させなければならない。</p> <p>第三十一条 当市は、外国投資家・外商投資企業の任意原則およびビジネスルールに基づく当市の各種市场主体・科学研究主体と技術提携の実施を奨励し、法に基づき保障する。</p> <p>第三十二条 当市は、法に基づき外商投資企業の政府調達への公平な参加を保障する。</p> <p>当市は、政府調達情報の公布・サプライヤーの条件の確定・入札評価基準などの方面において、外商投資企業に対して差別的な待遇あるいは蔑視的待遇を実行してはならず、サプライヤーの所有制形式・組織形態・出資構成あるいは投資家の国別、および製品あるいはサービスブランドなどを限定してはならず、外商投資企業が中国国内において生産する製品・提供するサービスに対して内資企業と区別して扱ってはならない。</p> <p>第三十三条 当市が外商投資に関する地方性法規・規則・規範性文書を制定する場合、起草部門は、外商投資企業および関連商会・協会などの方面の意見・提言を十分に聴取しなければならない。</p> <p>外商投資に関わる規範性文書の制定は、規定に基づき合法性審査を行わなければならない。法律・行政法規の根拠がない場合、外商投資企業の合法的權益を減損あるいはその義務を増加させては</p>
---	---

本市制定与外商投资企业生产经营活动密切相关的规范性文件 and 政策措施, 应当在施行前留出必要的适应调整期, 但国家另有规定以及公布后不立即施行将有碍施行的除外。

制定机关公布与外商投资密切相关的地方性法规、规章、规范性文件, 应当以易读易懂的方式进行解读, 提供相应的英文译本或者摘要, 并可以根据实际情况, 提供多语种译本或者摘要。

第三十四条 市、区人民政府及其有关部门在其法定权限内向外国投资者、外商投资企业依法作出的书面政策承诺以及依法订立的各类合同, 应当严格履行, 不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整以及相关责任人更替等为由违约毁约。

市、区人民政府及其有关部门因超出法定权限导致承诺、合同无效或者无法执行的, 应当依法承担法律责任。

第三十五条 本市保障外商投资企业依法平等参与地方标准的制定、修订工作, 对于与外商投资企业生产经营活动密切相关的地方标准, 应当充分听取外商投资企业的意见, 探索提供标准征求意见稿的英文译本或者摘要。外商投资企业可以推荐代表参加本市相关专业标准化技术委员会。鼓励外商投资企业代表参加全国专业标准化技术委员会。市场监管部门和有关部门应当依法公开地方标准制定、修订的全过程信息, 为外商投资企业参与地方标准起草相关工作、标准翻译以及标准国际化合作等提供便利和指导。

不得利用标准以及地方标准指导性技术文件, 实施妨碍外商投资企业参与公平竞争的行为。

第三十六条 外商投资企业可以依法从事本市供水、供气、污水处理、垃圾处理, 以及城市道路、公路、城市轨道交通和其他公共交通等建设、运营项目特许经营活动。

本市城市基础设施领域特许经营政策, 依法同

ならない。

当市は、外商投資企業の生産経営活動に密接に関わる規範性文書および政策措置を制定する場合、施行前に必要な適応調整期間を留保しなければならないが、国家に別の規定がある、および公布後直ちに施行しなければならない場合は除く。

制定機関は、外商投資に密接に関わる地方性法規・規則・規範性文書を制定する場合、読みやすくかつ理解しやすい方法により解説を行い、相応する英語の翻訳あるいは摘要を提供しなければならない。併せて実状に基づき、多言語の翻訳あるいは摘要を提供することができる。

第三十四条 市・区人民政府およびその関連部門がその法定権限内において外国投資家・外商投資企業に対して法に基づき下した書面の政策の承諾および法に基づき締結した各種契約は、厳格に履行しなければならない。行政区画の調整・政府再編・機関あるいは職能の調整および関連責任者の交代などを理由として約定に違反・反故にしてはならない。

市・区人民政府およびその関連部門は、法定の権限超過により承諾・契約の無効あるいは執行不能を招いた場合、法に基づき法的責任を負わなければならない。

第三十五条 当市は、外商投資企業の法に基づく平等な地方基準の制定・改定業務への参加を保障し、外商投資企業の生産経営に密接に関わる地方基準について、外商投資企業の意見を十分に聴取し、基準の意見募集稿の英語の翻訳あるいは摘要の提供を模索しなければならない。外商投資企業は、当市の関連専門基準化技術委員会に参加する代表を推薦することができる。外商投資企業の代表の全国専門基準化技術委員会への参加を奨励する。市場監督管理部門および関連部門は、法に基づき地方基準の制定・改定の全プロセスの情報を公開し、外商投資企業の地方基準の起草関連業務・基準の翻訳への参加および基準国際化における協力などに便宜および指導を提供しなければならない。

基準および地方基準の指導性技術文書を利用して、外商投資企業の公平な競争への参加を妨害する行為を実施してはならない。

第三十六条 外商投資企業は、法に基づき当市の水供給・ガス供給・污水处理・ゴミ処理、および都市道路・幹線道路・都市軌道交通およびその他の公共交通機関などの建設・運営プロジェクト特許経営活動に従事することができる。

当市の都市インフラ分野の特許経営政策は、法

等适用于外商投资企业。

第三十七条 外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可以向市商务部门、区人民政府指定的外商投资部门或者机构（以下简称投诉工作机构）投诉。投诉工作机构应当按照分级负责原则，会同有关部门处理投诉人反映的问题。

市商务部门应当会同有关部门建立外商投资企业投诉工作联席会议制度，协调、推动市级层面的外商投资企业投诉工作，指导、监督各区外商投资企业投诉工作。市商务部门应当完善投诉工作规则、健全投诉方式、明确投诉处理时限，并对外公布。

第三十八条 本市依托多元化纠纷解决平台，建立和完善调解、商事仲裁、行政裁决、行政复议、诉讼等有机衔接、相互协调的多元化纠纷解决机制，为外商投资企业提供高效、便捷的纠纷解决途径。

本市鼓励和支持依法设立的仲裁机构探索体制机制创新，依据法律、法规并借鉴国际商事仲裁惯例，完善与外商投资相适应的仲裁规则，提高商事纠纷仲裁的国际化程度，尊重当事人意思自治，允许当事人依法选择适用仲裁程序和法律规则，提供独立、公正、专业、高效的仲裁服务。

涉及外商投资的重大、复杂、疑难行政复议案件，应当由行政复议委员会审议，并安排熟悉国际经贸投资规则的非常任委员或者专家参与。

根据国家统一部署，积极推动国际商事审判组织建设，创新国际商事审判运行机制，加快形成与上海国际商事纠纷解决需求相适应的审判体制机制。

第三十九条 外商投资企业可以依法成立商会、协会，有权自主决定参加或者退出商会、协会，法律、法规另有规定的除外。

本市支持商会、协会依照法律、法规、规章和章程的规定，及时反映会员的诉求，为会员提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、经贸交流、权益保

に基づき外商投資企業に同等に適用する。

第三十七条 外商投資企業あるいはその投資家は、行政機関およびその職員の行政行為がその合法的權益を侵害したと考える場合、市商務部門・区人民政府の指定する外商投資部門あるいは機関（以下、苦情申立業務機関）に苦情を申し立てることができる。苦情申立業務機関は、級別担当の原則に基づき、関連部門と共同で苦情申立人が報告した問題を処理しなければならない。

市商務部門は、関連部門と共同で外商投資企業苦情申立業務連席會議制度を構築し、市級レベルの外商投資企業苦情申立業務を調整・推進し、各区の外商投資企業苦情申立業務を指導・監督しなければならない。市商務部門は、苦情申立業務規則の完備・苦情申立方法の整備・苦情申立の処理期限の明確化を行い、併せて対外公布しなければならない。

第三十八条 当市は、多元化紛争解決プラットフォームにより、調停・商事仲裁・行政裁決・行政再審議・訴訟などが有機的に連係・相互に協力する多元化紛争解決メカニズムを構築および完備し、外商投資企業に高効率・利便的な紛争解決手段を提供する。

当市は、法に基づき設立された仲裁機関が体制・メカニズムの刷新を模索し、法律・法規に基づきかつ国際商事仲裁の慣例を参考として、外商投資に適応した仲裁規則を完備し、商事紛争仲裁の国際化レベルを向上させ、当事者の意思自治を尊重し、当事者の法に基づく仲裁手順および法律規則の選択・適用を許可し、独立・公正・専門的・高効率な仲裁サービスを提供することを奨励および支持する。

外商投資に関わる重大・複雑・難解な行政再審議の案件は、行政再審議委員会が審議し、併せて国際経済・貿易・投資ルールを熟知している非常任委員あるいは専門家の参加を段取らなければならない。

国家の統一的な手配に基づき、国際商事裁判組織の設置を積極的に推進し、国際商事裁判の運営メカニズムを刷新し、上海の国際商事紛争解決のニーズに適応した裁判体制・メカニズムの構築を加速させる。

第三十九条 外商投資企業は、法に基づき商会・協会を設立することができ、商会・協会への参加あるいは退会を自主的に決定する権利を有するが、法律・法規に別の規定がある場合は除く。

当市は、商会・協会が法律・法規・規則および定款の規定に基づき、適時、会員からの請願を報告し、情報照会・広報/研修・市場拡大・経済貿

护、纠纷处理等方面的服务。

### 第五章 投资管理与服务

第四十条 外国投资者在外商投资准入特别管理措施（负面清单）规定限制投资的领域投资的，应当符合股权、高级管理人员等特别管理措施的要求，不得投资禁止投资的领域。外商投资准入负面清单以外的领域，按照内外资一致的原则实施管理。

本市市场监管、发展改革以及其他行业主管部门在依法办理企业登记注册、项目核准或者备案、行业许可等事项时，应当履行负面清单审核职责，为外国投资者、外商投资企业提供相关咨询服务，并加强跨部门信息共享，对经其他部门审核通过的，相关部门应当简化负面清单审核流程。

第四十一条 申请外商投资企业设立、变更登记时，申请人承诺符合负面清单要求，并承诺所提交的章程、协议、决议和任职资格证明等材料真实、合法、有效的，市场监管部门可以对提交的材料进行形式审查，材料齐全、符合法定形式，能够当场作出决定的，应当当场作出书面决定，但法律、法规另有规定的除外。

第四十二条 外国投资者、外商投资企业在本市新建或者并购涉及固定资产投资的项目，应当按照国家和本市相关规定，在项目实施前通过投资项目在线审批监管平台，向发展改革等部门申请办理外商投资项目核准或者备案。

除负面清单内非禁止投资的项目以及国家和本市规定内外资均需核准的项目实施核准管理外，发展改革等部门应当按照内外资一致原则对外商投资项目实行备案管理，收到外国投资者、外商投资企业在线提交的项目全部信息后即为备案。

易交流・権益保護・紛争処理などの方面におけるサービスを会員に提供することを支持する。

### 第五章 投資管理およびサービス

第四十条 外国投資家は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）の規定により投資が制限されている分野に投資する場合、持分・高級管理人員などの特別管理措置の要求に合致していなければならない。外商投資参入ネガティブリスト以外の分野は、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。

当市の市場監督管理・発展改革およびその他の業種主管部門は、法に基づき企業の登記登録・プロジェクトの認可あるいは備案・業種の許可などの事項を取り扱う際、ネガティブリスト審査の職責を履行し、外国投資家・外商投資企業に関連するコンサルティングサービスを提供し、併せて部門を跨ぐ情報共有を強化しなければならない。その他の部門の審査を通過している場合について、関連部門はネガティブリスト審査のフローを簡素化しなければならない。

第四十一条 外商投資企業の設立・変更登記の申請の際、申請者がネガティブリストの要求に合致していることを承諾し、かつ提出する定款・協議・決議および職務資格証明などの資料が真実・合法・有効であることを承諾した場合、市場監督管理部門は、提出された資料に対して形式の審査を行い、資料が完全・法定の形式に合致しており、その場で決定を下すことが可能な場合、その場で書面による決定を下さなければならないが、法律・法規に別の規定がある場合は除く。

第四十二条 外国投資家・外商投資企業の当市における固定資産投資の新規あるいは買収に関わるプロジェクトは、国家および当市の関連規定に基づき、プロジェクトの実施前に投資プロジェクトオンライン審査批准監督管理プラットフォームを通じて、発展改革などの部門に外商投資プロジェクトの認可あるいは備案手続きを申請しなければならない。

ネガティブリスト内の投資が禁止されていないプロジェクト、および国家および当市の規定により内外資いずれも認可が必要なプロジェクトに対して認可管理を実施する場合を除き、発展改革などの部門は、内外資一致の原則に基づき外商投資プロジェクトに対して備案管理を実行しなければならない。外国投資家・外商投資企業がオンラインで提出したプロジェクトの全情報の受領後、直ちに備案したと見なす。

<p>本市外商投资项目核准和备案管理办法，由市人民政府制定发布。</p> <p>第四十三条 外国投资者、外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统，向商务部门报送投资信息。市商务部门应当为外国投资者、外商投资企业报送投资信息提供指导。</p> <p>外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要原则确定，能够通过部门共享获得的信息，不得再行要求报送。市商务、市场监管部门应当做好相关业务系统的对接和工作衔接。</p> <p>第四十四条 本市有关部门应当按照国家外商投资安全审查制度和工作要求，配合国家开展相关工作。</p> <p>第四十五条 市发展改革委、商务、经济信息化部门应当会同有关部门、相关区人民政府建立健全重大外商投资项目服务制度。对列入重大外商投资项目清单的，通过建立绿色通道、提供“一站式”服务等方式，统筹推进准入、规划、用地、环保、用能、建设、外汇等事项，并支持项目落地。其中，符合本市重大工程项目规定的，纳入市级重大工程建设协调机制予以推进。</p> <p>第四十六条 本市建立健全与外商投资企业的政企沟通机制。</p> <p>市、区人民政府及有关部门应当通过定期召开“圆桌会议”或者实地走访、问卷调查、网络意见征询等多种方式，听取外商投资企业意见建议，及时了解并帮助企业解决生产经营中遇到的问题，研究完善相关政策措施。</p> <p>外国投资者、外商投资企业可以通过“12345”热线、企业服务云、外商投资促进服务平台、商会、协会等渠道，反映相关诉求和意见建议，有关部门应当及时研究处理。</p> <p>第四十七条 本市科技、出入境管理部门为外商投资企业外籍职工提供工作许可和出入境、停居</p>	<p>当市の外商投資プロジェクト認可および備案管理弁法は、市人民政府が制定・公布する。</p> <p>第四十三条 外国投資家・外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報公示システムを通じて、商務部門に投資情報を送信・報告しなければならない。市商務部門は、外国投資家・外商投資企業の投資情報の送信・報告に指導を提供しなければならない。</p> <p>外商投資情報の報告内容および範囲は、確かに必要があるとの原則に基づき確定し、部門間の情報共有を通じて取得可能な情報は、再度の送信・報告を要求してはならない。市商務・市場監督管理部門は、関連業務システムの連動および業務連携を適切に行わなければならない。</p> <p>第四十四条 当市の関連部門は、国家の外商投資安全審査制度および業務要求に基づき、国家の関連業務の実施に協力しなければならない。</p> <p>第四十五条 市发展改革委・商務・経済情報化部門は、関連部門・関連区人民政府と共同で重大外商投資プロジェクトサービス制度を構築・整備しなければならない。重大外商投資プロジェクトリストに列挙された場合、優先ルートの設置・「ワンストップ式」サービスの提供などの方式を通じて、参入・計画・用地・環境保護・エネルギー使用・建設・外貨などの事項を統一計画的に推進し、併せてプロジェクトの実現を支援しなければならない。このうち、当市の重大工事プロジェクトの規定に合致する場合、市級重大工事建設協力メカニズムに組み入れ推進する。</p> <p>第四十六条 当市は、外商投資企業との政府 - 企業交流メカニズムを構築・整備する。</p> <p>市・区人民政府および関連部門は、定期的な「ラウンドテーブル会議」開催あるいは実地訪問・アンケート調査・オンライン意見募集などの多様な方式を通じて、外商投資企業の意見・提言を聴取し、生産経営においてぶつかる問題を速やかに理解して企業が解決できるよう援助し、関連政策措置を研究・完備しなければならない。</p> <p>外国投資家・外商投資企業は、「12345」ホットライン・「企業服務雲(ワンストップ式サービスプラットフォーム)」・外商投資促進サービスプラットフォーム・商会・協会などのチャンネルを通じて、関連する請願および意見・提言を報告することができ、関連部門は、速やかに研究・処理しなければならない。</p> <p>第四十七条 当市の科学技術・出入国管理は、外商投資企業の外国籍従業員に就労許可および</p>
---	--

<p>留等便利，通过“外国人工作、居留单一窗口”办理工作许可和居留许可的，应当在七个工作日内一次办结。</p> <p>本市科技部门对于外商投资企业引进的外籍高科技领域人才、技能型人才以及其他经认定的急需紧缺人才办理工作许可，可以适当放宽年龄、学历、工作经历等限制。</p> <p>对接受外商投资企业邀请开展商务贸易的外籍人员，出入境管理、边检部门应当按照规定，给予口岸签证和过境免签便利。</p> <p>第四十八条 市商务部门会同有关部门依托“一网通办”开设涉外服务专窗，为外籍等人员和外商投资企业提供服务事项清单、办事指南等英文指引服务。</p> <p>第四十九条 市、区人民代表大会常务委员会通过听取专项工作报告、开展执法检查等方式，加强本行政区域内外商投资工作监督。</p> <p>市、区人民代表大会常务委员会充分发挥代表作用，组织代表围绕外商投资开展专题调研和视察等活动，汇集、反映外国投资者、外商投资企业的意见建议，督促有关方面落实外商投资的各项工作。</p> <p style="text-align: center;"><b>第六章 附则</b></p> <p>第五十条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者，以及定居在国外的中国公民在本市投资，参照本条例执行；法律、行政法规或者国务院另有规定的，从其规定。</p> <p>第五十一条 本条例自 2020 年 11 月 1 日起施行。</p>	<p>出入国・停留/居留などの便宜を図り、「外国人就労・居留手続きワンストップ型窓口」を通じた就労許可および居留許可手続きは、7 営業日以内に一度で手続きを終了させなければならない。</p> <p>当市の科学技術部門は、外商投資企業が誘致した外国籍のハイテク分野の人材・技能型人材およびその他の認定を受けた至急必要かつ不足している人材の就労許可手続きについて、年齢・学歴・職務履歴などの制限を適当に緩和することができる。</p> <p>外商投資企業の招聘を受けてビジネス・貿易を行う外国籍人員について出入国管理・出入国検査部門は、規定に基づき、ポートビザおよび出入国時のビザ免除の便宜を図らなければならない。</p> <p>第四十八条 市商務部門は、関連部門と共同で「一网通办（一括手続き可能な政务サービスプラットフォーム）」の対外サービス専用窓口の開設により、外国籍などの人員および外商投資企業にサービス事項リスト・事務案内などの英語ガイドのサービスを提供する。</p> <p>第四十九条 市・区人民代表大会常务委员会は、特別業務報告による聴取・法律執行検査の実施などの方式を通じて、当行政区域内の外商投資業務の監督を強化する。</p> <p>市・区人民代表大会常务委员会は、代表としての役割を十分に発揮し、組織代表は、外商投資を巡る専門テーマの調査研究および視察などの活動を行い、外国投資家・外商投資企業の意見・提言を集約・報告し、関連方面が外商投資の各業務を実行するよう督促する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第六章 附則</b></p> <p>第五十条 香港特別行政区・マカオ特別行政区・台湾地区の投資家、および国外に定住する中国公民の当市における投資は、本条例を参照して執行する；法律・行政法規あるいは國務院に別の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>第五十一条 本条例は、2020 年 11 月 1 日より施行する。</p>
--	---